

予 算 決 算 常 任 委 員 会 記 録

1. 開催日時 平成 29 年 3 月 6 日（月） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 第 3 委員会室
3. 出席委員
山根委員長ほか議長を除く議員全員
4. 委員外出席議員
なし
5. 欠席委員
なし
6. 執行部出席者
別紙のとおり
7. 議会事務局職員
永田局長・岡田次長・佐伯主任主事
8. 協議事項
3 月定例会本会議（2 月 28 日）から付託された事件（議案 1 件）
9. 傍聴者
なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前 9 時 30 分 延会 午後 1 時 55 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)上記のとおり相違ありません。

平成 28 年 3 月 6 日

予算決算常任委員長 山 根 勇 治

記 録 調 製 者 佐 伯 加 寿 馬

山根委員長 おはようございます。本日の出席委員については委員17人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、予算決算委員会を開会します。

最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いします。

これより、本会議で本委員会に付託されました議案1件について、審査を行います。それでは、議案第9号「平成29年度 長門市一般会計予算」を議題とします。

審査は、第1条 歳入歳出予算から第5条 歳出予算の流用までを一括し、別紙一覧表に沿って、課ごとに行います。

はじめに、議会事務局所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

今浦企画総務部長 おはようございます。特に補足説明はございません。

山根委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、議会事務局所管の審査を終わります。

続いて、総務課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

今浦企画総務部長 主な事業等は、提案説明及び「予算説明書」並びに「当初予算説明資料」に記載しておりますけれども、予算書88ページからの「目 一般管理費」は、平成29年度末で任期満了を迎えます副市長の退職手当やマイクロバス更新経費を計上しておりますが、前年度と比較いたしまして、約4,200万円の減額となっております。この主な要因は、定年退職者の役職の差異による退職手当の減や、旧恩給制度の追加費用負担率の引き下げに伴う職員共済組合負担金の減による職員人件費の減によるものです。予算書120ページからの「目 国際交流費」では、前年度に比較しまして約450万円の増額となっております。これは、昨年12月に本市で開催されました日露首脳会談を一過性のものとするのではなくレガシーとして次世代に引き継ぐため総務省の助言もあり、ロシア連邦クラスノダール地方ソチ市と友好交流を図るための経費を計上したことが要因です。また、予算書122ページからの「目 庁舎建設費」では、平成29年12月からの工事着手を予定し、工事費をはじめ近隣建物の事前調査や木材調達・加工・保存の業務等の経費を計上したことから、前年度と比較しまして約1億円の増額となっております。

山根委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

岩藤委員 おはようございます。今説明がありました、国際交流費についてお尋ねしたいと思います。今の説明で総務省からの提案で姉妹都市というふうな説明を受けたのですが、長門市としてそういうふうな姉妹都市と提携を今から結ばれるということなんでしょうけど、どのような、長門市としてメリットとか、後世に残せるとか、長門市もそういう姉妹都市というのがない中で、ソチというところでのどういうふうな考えを持っていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

藤田総務課長 おはようございます。長門市については、ロシア連邦のクラスノダール地方のソチと、山口県についてはロシア連邦のクラスノダール地方と今後交流を進めていこうということで、今回当初予算に経費を計上させていただきました。そのメリットのお尋ねだと思うんですけど、本市におきましてはご存じのように、国際的にも国内的にも姉妹都市を縁組みしているのは、現在のところございません。そういった中で、国際感覚を養うという意味と、先ほど部長が言いましたように、昨年12月15日に日露首脳会談が開催されたということで、そのときの市民の盛り上がり、そういったものを大切にしたいと。それをレガシーとして、一過性のものにするのではなくて、これを機会に交流を進めていきたいというふうに考えております。そういった中で、昨年5月にソチ市で日露首脳会談が開催されたところでもございますけど、この中で安倍総理からプーチン大統領に示された、8項目の協力プランがあります。その中に人的交流の抜本的拡大というのが掲げられておりまして、地域間交流、特にこれが主要な取り組みの1つであるということで、これは12月の日露首脳会談の中でも人的交流を両国関係の更なる発展に繋げていくことで一致したところでもございます。そういった経緯もありまして、国のほうから同じ日露首脳会談が開催されたソチ市と長門市において、姉妹締結に向けた交流を進めてはどうだろうかということでご提案もございました。そういったことから、これまで本市としてはそういう交流がなかったわけですから、県もクラスノダール地方と交流を進める中で一体となって経済交流、あるいはそういう地域間交流ができないかどうかを今後探っていこうということで、今回の計上をしたところでございます。

林委員 おはようございます。今の岩藤委員の関連質疑になりますけれども、具体的に岩藤委員の質問は、どういうメリットが本市にもたらされるのかという主旨だったと思うんですけど、そのへんが若干分かりにくかったというのが1点。それから、確かに国際交流、459万4,000円計上されて、諸々計上されております。具体的にどういう執行状況になるんですか、予定としては。職員旅費と。そのあたりをお聞かせください。

藤田総務課長 まず経費の関係についてお答えしたいと思います。今後はソチ市と交流を進めるにあたっては、こちらからソチ市に行ったり、あるいはソチ市から長門市に来ていただいているいろいろ話を進める、どういう交流を進めていくかっていうことを、双方が効果的な交流ができるのかどうかも含めて話を進めていかないといけないと思っております。そのためには、電子メール等のやり取りも盛んにこれからやっていこうと思えますし、双方が相互交流で、長門市からソチ市に行くというふうになったときの5人分の旅費、それから、ソチ市等に行った場合の車の借り上げ代として、執行使用料及び賃借料等に入れているところですし、あとは通訳さんのもの、メール等でやり取りする場合の翻訳料、そういったものを計上させていただいているところでございます。なかなかメリットというところなんですけど、今後はそれぞれソチ市とのやり取りを通じて、どういうことが可能なのか、そういったことで双方にとってメリットがあるのかというのを考えていくんですが、ソチ市と言いますと、温泉地ということで、非常に長門市に似通った状況もあります。そういった意味で、そういった交流も含めて地域間でどういうことができるのか、そういったことを通じて、国際交流を進めながら子どもたちにも日露首脳会談のレガシーとして、誇れる長門市のためにも国際交流を進めていきたいということで計上させていただいております。

大草委員 今のソチとの話ですけども、レガシーは分かるんですけども、具体的に長門市としてはどういうことを発信したいのか、そのへんをお聞きしたいんですけども。

藤田総務課長 これからいろいろと話をしていくことになるんですけど、言われるように、なかなか難しい面もあるんですけど、双方で話をしている中で、地域間の中でどういうふうに交流していくのか、あるいは教育的にも子どもたちの画とか、そういうものを交換しながらロシアに対する認知度とか、そういったものを挙げていくといったことにも繋がっていくでしょうし、今後教育分野、産業分野、そういった中でどういった交流ができるのかというのを考えていきたいと考えております。

南野委員 基本的に姉妹都市を結ぶとすれば、同等の経済規模、人口規模のところと姉妹縁組み結ぶのが常套手段だと思うんですけど、本市においても今から50年前に韓国慶尚南道（キョンサンナムド）のチネ市との姉妹縁組の話があったがいまだに実現していませんよね。今回ソチとの姉妹縁組が結ばれる可能性が十分あるということは、画期的なことかもしれませんけど、やはり経済規模も人口規模も違うところと姉妹縁組して、果たしてそのあたりは執行部の方はどのように考えられているのか。本市として先ほども何度も出てますけど、果たしてどういうメリットがあるのか、それを具体的に。今言えないかもしれ

ませんが、ちょっと私たちも分かりやすく説明していただければと思います。
藤田総務課長 なかなか説明が悪くて申し訳ございません。ソチ市と言ったらけっこう、40万人近いリゾート都市ということもありますけど、そういう国際的にもオリンピック等が開催されて、有名な都市と姉妹、あるいは交流ができるというチャンスというのがなかなかないと思うんですよね。そういった意味でもそういうチャンスを次に繋げていきたい、という思いからぜひこの事業を進めていって、双方がそういったやり取りをする中で、どういったメリットがあるのかというのをしっかりチェックした後に何をやるのか。そういったことをきちんと検証したうえで姉妹都市縁組をするのかどうかを検討していきたいというふうに考えております。

岩藤委員 行かれるのは長門市が単独で行かれるのか、山口県とか国で行かれるのか、そこだけ教えていただけたらと思います。

今浦企画総務部長 予算計上につきましては、長門市の単独で行っております。しかしながら、先ほど総務課長が申し上げましたように、山口県もロシアのクラスノダール地方との交流を今進めていらっしゃいますので、時期的には県と一緒にということもありうることはあります。しかし今は単独でというふうに考えております。

三村委員 私は今の関連ですけど、要はロシアにも、今日本と国交がないということと、クリミア半島を対象に経済制裁を行っております。そういう国と、あえて国際交流を結ばんにやならない根拠が私は分からないんですよ。そういう国交を結んでないのをどのように。こういう国際交流をするという、リスクが僕は大きいんじゃないかというふうに今思っておりますから、そのあたりのご見解をお願いします。

今浦企画総務部長 まず、国交をとというお話がございましたけれども、日本国におきましては、ロシア国の都市と友好都市を結んでいらっしゃるところは北海道であったり、東北地方、そういうところに数多くあります。先ほど総務課長が申しましたように、今回におきましては、安倍総理のほうでロシアのほうに提案された、経済交流を図る8項目のうちの1つの人的交流の抜本的な促進という観点から、ソチ市のほうと友好都市の締結を結ぶところでありまして、それと、市にとりましては先ほどから総務課長が何度もご説明をさせていただいているところではございますけども、今後子どもたちの国際感覚を養うというところもメリットでございましょうし、ソチ市は皆さんご存じのようにオリンピック開催された都市でもございます。そういうところでスポーツ交流、また、ロシアでも有数の温泉保養地でありますことから、そういうソチ市としての温泉保養地としての分野方式と申しますか、そういうところも長門市として学べる場所があるのではないかとはいえ、というふうには考えております。

田村哲委員 市民の声を聞きますとね、明確に反対という方はいらっしゃいませんけども、目的がよく分からんというのがね。先ほど南野委員が言われたように、ランクが違うんじゃないかと。友好関係を結ぶね。様々なメリットを言われましたけども、たとえば子どもについての交流と。たとえば長門市でロシア語教育を今後やっていくというつもりがあるのかどうか。1つお答えいただきたいのは、これね、国の要請が強かったんじゃないかと思うんですけどね。要するに、レガシーとかいうんじゃないくて、日露の何か1つの成果を出すために、姉妹提携を結んだらどうかという話が国からの要請が僕はあったと思うんですよ。まずそのあたり。なかったのかあったのか、どうですか。長門市が独自でソチと姉妹提携をやるというのは絶対ないはずでしょうからね。どうしてソチになったのかということも含めて。

藤田総務課長 まず最初に子どもたちにたとえばロシア語を教えるというようなことは、今後そういう発展的にそういう友好関係が深まればそういうことも考えていきたいとは思っておりますけど、現在のところは考えていないところでございます。強制的に国のほうからということではございませんで、本市のほうからたとえばロシア等の、今回の日露首脳会談を経ての交流、そういうものができるのかどうかという中で、総務省のほうからソチ市とどうだろうかという助言をいただいたところでございます。ソチ市については、言われるように、市のレベルとしてはかなり大きいところではございますけど、ただ、先ほど言いましたように、国際的にも非常に有名な都市でもありますし、そういったところといろいろな交流ができる、特に本市では初めての交流になりますので、そういう趣旨であれば非常に名誉なことでもございますので、総務省、あるいは国を通じてソチ市との交流についての所管を送りながら進めてきたところでございます。

田村哲委員 国からの要請というか、希望というか。強制というのはないと思いますけどね、当然ね。そうであるならば、全部単独市費と言われましたね。国からの助成とか、そういうことは全然見込まれないんですか。

藤田総務課長 先ほどから経費とご説明しましたけど、今総務省のほうでロシア国内の都市との自治体交流の促進事業というのを新年度の予算に計上されているというふうに聞いております。そういった制度も使えるのではないかなというふうに考えております。

田村哲委員 こういうものはやってみなきゃ分からないという部分が多分にあるんですけども、ただ非常に僕は難しい事業だと思うんですよ。とんとん拍子にいくわけではないし、たとえば友好都市で本当にソチでいいのかどうかとかがされましたか。たとえば、ラグビーで言えば今度トンガがあれになるかもしれない。そういう島国だってなぜいけないのかということはないわけですから。

でしょう。長門市は今英語教育いっぱいやっていますよね。英語圏もいいかもしれない。あるいは先ほどありました、韓国とかね。お隣の国であるとか。なぜソチでなければならないのかっていう、そのところが市民が納得できていないと思うんですけど、そのあたりは。なぜソチなのかっていうことを、こうだからソチなんだということはありますか。

藤田総務課長 先ほどから言っていますように、日露首脳会談において、市民からの盛り上がり等もございました。そういったものを繋げていきたい、一過性のものにしたくないという思いがございました。今後はそういう様々な国、あるいは本市とゆかりのある都市との姉妹提携についても、今回をきっかけに拡大することも含めて検討していきたいというふうに思っております。今回なかなかこれまでそういったチャンスがなかった中で、ソチ市という国際的にもネームバリューのある都市との交流ができるということを前向きに捉えながら進めていきたいというふうに考えております。

林委員 ずっと国際交流事業のほうに話がいきますけど、これは私は置いておいて、予算書の 123 ページからの「庁舎建設費」の本庁舎建設事業についてお尋ねします。いよいよ新年度実施設計に入って、工事に着手するということがなんでも、「木材調達加工及び保管業務委託料」の 5,740 万円の積算内訳、事業内容等についてお尋ねします。

伊藤庁舎建設準備室長 木材調達加工保管業務でございますが、12 月の補正予算でこの 3 月末までに計画を策定するというので、予算を上程させていただきました。その中では、まず、原木調達してから加工するまで、要は無駄なく丸い木を庁舎に使えるような計画をしているのが 1 つと、あとは輸送コスト、これが手戻りがないように今計画を立てております。それに基づいて今度は実際に木を動かすところの業務を委託するというものの予算でございます。

林委員 従って、今の説明は計画に基づく 3 月末、今月末の計画に基づいてやる、この積算の根拠です。数字の。

伊藤庁舎建設準備室長 木材調達までの経費、大断面の集成材の作る経費、それから運搬経費、今度は加工して金具を取り付ける経費、それぞれが積算でこの中に入っております。

林委員 この積み上げた金額がこの金額だから、当然根拠はそれぞれ細かくあると思います。それはそれでいいとして、今たとえば三隅地区で萩・三隅道路の下あたりに伐採した木が積み上げられています。これ、あれなんですかね、委託先、いわゆる集成材等を加工して成材をしていくところの委託先というのはそんなにここにあるわけではありませんけども、実際さっき手戻りがないようにとおっしゃいますが、どのあたりを考えているんですか、委託先というのは。そのあたり聞かせてください。

伊藤庁舎建設準備室長 まず委託先でございますけども、三隅中学校でも実績等ございますが、ウッドネット西部やまぐちが1社というところで、単独ではなかなか難しいところはございますから、もう1つは木の今回は耐火構造とか、そういう部分が必要になりますので、耐火構造の協会とかそういうところは予定しておりますけども、そういうJVな形で予定はしております。

林委員 最後に1点。県外ということはあるわけですか。県外業者ということも含めてあるのかというのが1点と、それから特にうちの新しく建つ本庁舎というのは木を使うということで、非常に林業振興に視するというのも言われています。これのあたりの林務に携わる、たとえば経済効果とか波及効果というのは押し図られているんですか。どれだけ雇用が発生したとか、そういったことまでを考えられているのか、そのあたりをお尋ねします。

伊藤庁舎建設準備室長 木材の調達から最後、加工して戻ってくる。この考え方は、まず第一にできることは、まず市内で。市内でできないことは県内で。県内でできないことは県外でと。こういうふうな手順でやっております。具体的に申し上げますと、まず市内でということは、今ウッドネット西部やまぐちと申しあげましたけど、たとえばラミナの成材であるとかいうところは、ウッドネットの傘下であります、製材所で業務をやりますと。そこで今度は集成材になりますと、大断面の集成材でございますから、ここは市内でできませんので、保管業務については県内でできるところがございます。県内に任せますと。実際に作る場所は、今度は県外で木の集成材を作りますというような経済波及効果を考えているところでございます。

重村委員 本庁舎建設事業で関連で質疑をさせていただきます。この中に、金額的にはさほどたいした金額ではないですが、近隣建物等事前調査業務委託料ということで、近隣の現地調査をされると思うんですが、具体的にどういった調査をされるのか。今予定されているのは、前面の駐車場かと思いますが、この近隣と指すのは、どの周辺になるのか、この2点をお尋ねいたします。

伊藤庁舎建設準備室長 具体的にどこのお宅というのはあれですけども、南側に建てるということで、たとえば振動でありますとか、騒音でありますとか、騒音まではないかもしれませんが、振動が主だとは思いますが、駐車場の南側にあるご自宅には、要するに工事前と工事後でどういう影響が出ているのかというのは必ず調査する必要があるかと思っておりますので、前の状態をしっかり把握するというのでこの度予算上程をしているということです。

重村委員 昨日も実はある方から本庁舎の件で、議員としての立ち位置を聞かれたんですけど、賛否両論いろいろあります。その中で、事前調査、建設中にたとえば、この調査というのが建設に関わって、「ひびが入ったよ、ここに」とか。そういうことがある可能性もあるということで、事前に調査をきちんとす

ることと、そういったクレームが起きたときに、確かに今回の工事によって起きた亀裂ですねとか、そこらあたりきちんとしたいということで、事前に調査に入られると思うんですけど、1つはいよいよ建設に向かって入っていくときに、いろんな方にご迷惑もかけるし、不都合もかけるわけですよ。三隅の事業で林哲也議員が一般質問されましたけど、やはりこれは教訓として、たとえば近隣住民の方に、大きなダンプも入る、重機も入ってくる。住民説明会的なことは、本庁舎建設に入るにあたって考えられているかどうか。これを聞かせてください。

藤田総務課長 工事に入る前に事前にどういう工事をするのか、どういうふう
にスケジュールで行っていくのか、どういうものがどういうふうに住つのかと
いうのを地元できちんと説明はしたいと思っておりますので、説明会はします。

田村哲委員 この近隣事前調査委託料も含めて本庁舎についていくつかお尋ね
いたします。近隣の問題は、たとえば三隅のアルミネさんみたいに工事をやる
ことによって地下水が減るとか、水源が変わるとか配水がおかしくなるとか、
あるいは今言われた、建物にひびが入るとか、そういう具体的に分かるような
ものではなくて、日照の問題とか、あるいはプライバシーの問題ですね。これ
以前ご相談があったと思うんですけど、位置をずらしてくれとかいう話もあり
ましたけれども、今はその方はご了解いただいていると思うんですけど、そう
いう日照であるとか、高いところから見られてしまうとかプライバシーの問題。
そういうことも含めて調査をするということでしょうか。そのあたりいかがで
すか。

伊藤庁舎建設準備室長 こちらは委託料でございますから、先ほど重村委員さ
んとのやり取りのとおりで、やはりどういうひび割れがあったとか、前と比べ
てあったとか、そういう実際的な調査だけでございますので、現在のところ、
12月末に近隣の5件のお宅には戸別訪問いたしまして、今実際プライベートが
どうだとか、ご懸念はいただいております、実際今こちら側からご提案申し
あげているのが実際に建つ前に、たとえば2階、3階からどういう目線でご自宅
が見えるのかというところは、実際に上がっていただいて、そのあと目隠しと
してはどういうふうな形があるのかとか、そういう協議はさせていただきたい
ということで、5件のお宅を回って納得をいただいているところでございます。

田村哲委員 そしたら、その次の本庁舎建築工事というのがありますよね。
8,600万円。これは債務負担行為ですから、これからこの本庁舎建築工事、最初
が8,600万円ですけど、これから工事が本格的に始まると。これは具体的にど
んな工事になりますかね。

伊藤庁舎建設準備室長 工事と言えば、今回債務負担行為の平成29年度分の切
り分け分につきましては、建築工事と電気設備と機械工事になっておりますけ

ども、29年度は基礎から少し立ち上げくらいまでなので、建築工事分の工事後上程しておるところでございます。

田村哲委員 たとえば掘るとかね、駐車場をまとめてどこか移して掘る事業が中心になってくる作業もとりあえずは。この29年度分は。そういうことですか。

伊藤庁舎建設準備室長 29年度の予算の切り分けに関しましては、基礎の部分。基礎ということは駐車場を掘る。で、免震構造を作るといふところの部分で終わろうかと思っております。

田村哲委員 それで、工事がいよいよ本格的に始まるということで、議会からも議会として要望があります。地元企業を最大限に活用してほしいという要望が出ているのは当然お分かりのことと思うんですけども、工事がいよいよ今年度から始まるという中において、大手の業者さんとのジョイントのやり方とか、そういう工事のやり方について、方法について方針はもう決まっているんですか。もし決まっていなければそれはいつごろ決まって、地元の業者さんに対して説明することができるのか。そのあたりの見通しはいかがでしょうか。

磯部副市長 工事の指名と言いますか、そういったことだろうと思っておりますので、私のほうから回答をさせていただきます。まず工事につきましては、先ほど準備室長が申しましたけれど、市のスタンスとして、市内でやれるものは市内。そうでないものは県内。それ以外のものは県外というこのスタンスというのはベースにあります。従いまして、建築工事であろうが、電気であろうが機械であろうが、まず市内でできるかどうか。この見定めを指名審査会のほうでしっかりさせていただきたい。指名審査会につきましては、内部の意志決定でございますけれども、それで参考人と言いますか、執権者を呼んで、これが市内でできるかということも当然聞くこともできますので、そういったヒアリングをしたうえで方針を決定していきたいというように考えております。

田村哲委員 それと、工事によって違う、やり方が変わってくるということですか。一括してボンとやって、庁舎を建ててくださいと。大手とかの追加分で地元が入っていくっていう考え方ではないんですね。

磯部副市長 指名審査会のほうでは、まずこれにつきましては、当然ながら条件付き一般競争入札になろうと思っております。従いまして、建築工事、電機工事、あるいは機械工事とか衛生設備とかいろんな工事があるかと思っております。そういったものを、先ほど申しましたけれど、どのように出したほうが良いのか。その中には当然市内業者でやれるのか。等々、そういったものもしっかりと審査をし、発注していきたいというふうに思っております。従いまして、審査会にかける、先ほど議員のほうから時期というお話もありましたけれども、それはやはりほぼ実施設計が上がらないと、事業費とかそういったものも決定しないわけでございますので、秋口と言いますか、その頃になるのでは

なからうかというふうに思っております。

重廣委員 今の本庁舎建設事業に関しましてですけど、項目で1つだけちょっと分からないところがありまして、電柱移転補償250万円ですか。電柱というのは、持ち物が中電さんであったり、NTTであったり、電柱そのものに1本づつ持ち物って決まっていると思うんですが、ここで電柱移転で250万円の内訳ですよ。たいがい土地を借りて電柱を建てさせていただくとかいうのがありまして、いろいろ移転するのであれば土地の、これは土地代なのか、何なのか、詳しいことを説明ください。

伊藤庁舎建設準備室長 まず電柱の所有者は中電のもので、中電柱の2本分の移転費用でございます。

重廣委員 移転費用と言われますけど、その内容ですよ。よく私どもいろいろな様々な工事を見ていると、移転するのであれば、たいがい持ち物さんのほうが自払でやられるということが割と多いんですよ。それで250万円という金額の使い道と言いますか、なぜこの250万円が必要なのか。移設するにあたりよその土地を利用するから、その土地を借りるお金なのかとか、そういう詳しいことを説明できれば。ただ2本移転するから250万円という始末じゃ、ちょっと私、合点がいきませんので、詳しい説明をお願いします。

伊藤庁舎建設準備室長 補償移転でございますので、所有は中電でございますけども、移転をする原因者は長門市でございますので、2本ほど敷地内に入っていますけども、どうしてもうちの原因で外に出す必要が2本ほどございますので、その工事をしてもらうための見積代金が現在2本分で250万円というふうな積算でございます。

重廣委員 今敷地外に2本出すと言われましたよね。外に出すと言われましたよね。その建てる場所等はもう決めてあるんですか。そのあたり確認したいんですけど。

伊藤庁舎建設準備室長 敷地外というのが、南側の駐車場外のところに持って行こうというふうに思っております。

田村哲委員 「総務一般管理費」の、「地区集会所建設費助成事業」というのが上がっていますが、場所はどこだとかそういうのはいいんですけど、これは今回も1件だけこういう話がありましてね、新築改修、助成の限度額がもう少しどうかならないのかと。5分の2、400万円、あるいは100万円というです。自治体に依じて特に、集落の人口が少ないところでは、みんな積み立てられるけども、なかなか金額がいかないんだという形であるので、これいつごろからこんな金額になってきたかなって私も覚えてないんですけども、特に改修の限度額が100万円というのは、少し少ないのかなという気もせんでもないけど、そのあたりのお考えはどうでしょうか。

藤田総務課長 この限度額につきましては、ここ数年同じ金額であろうかと思えます。これも地区集会所のニーズというのもけっこう、老朽化等もしておりますので、各自治会のほうからそのニーズも高まっているとは思いますが、これまで自治会から申請を受けて、改修、あるいは新築されたところの自治会との均衡も考えてなかなかこの金額を上げてなかったという事情はございます。あるいは大きい規模でのコミュニティー施設を建てたいということであれば宝くじ助成事業のコミュニティー助成事業というのもございますので、ご相談に応じながらそういったことも紹介していきたいなと思っております。現時点で限度額をすぐに上げるとかいうことは今は考えておりません。

田村哲委員 事情は分かりますし、何でもかんでも上げるっていうつもりはないんですけど、そういう問題も抱えてきていますので、一度どこかで検討してみるということは考えていただきたいと。答弁はいいですね。

先野委員 予算書の 88、89 ページの総務管理費の職員研修事業です。これ毎年上がっていると思うんですけど、今回少し増えていますよね。前年度、28 年度が 761 万円か。今回が 789 万 5,000 円。決算をどのように生かして、前年度の職員研修の内容を生かして更なる自己啓発に取り組まれているのかお伺いします。

藤田総務課長 昨年の決算等を参考にしながら、今回の研修事業につきましては例えば内部研修におきましては昨年ちょっと職場内の不祥事とかありましたので、職場内の不正防止。それからコンプライアンス等を徹底するという職員倫理研修について毎年実施はしているんですけど、これをさらに充実させたいという思いから内部研修費を上げております。それと、プレゼンテーション能力の向上を目指した研修とか、あるいはメンタルヘルス研修。こういったものもさらに充実したいと考えていますし、政策形成能力を高めるということで、職員の自主研究グループ等がございますけれど、こういったものについても活発化させていきたいという思いもあります。また、専門的な業務を学ばせることで、自治大学校あるいは国際アカデミーそれから市町村アカデミーの方に派遣しておりますけど、そういった費用、それから幅広い視野を養うということから人事交流を各自治体と行っております。今回、県については、東京営業本部と、平成 30 年度に明治 150 周年の記念行事の一環として全国都市緑化フェア山口ゆめ花博が山口きらら博記念公園で開催されますけれど、平成 29 年度から事務局に 1 名を派遣することとしております。職員の政策形成能力等をさらに上げるためにも、現在、新年度の研修についてはさらに充実させることで予算を計上させていただいております。

先野委員 職員研修のいろんな話をされて、いろんな所に行かれるような予算の話がされました。これ、職員 1 人 1 人の啓発っていうか、自己啓発がやはり

大事だと思うんですよ。その点についていろんな部分で先ほど不祥事の話もできましたけどそういう部分の自己啓発について、すべての人が悪いわけではないんですがやはり今僕らも一緒にいろんな話をされますよね、職員の給料が多いとか、議員も何しているか分からん。これは関係ないんですけど、職員の給料が多い話もよく出るんですが、その点について自己啓発という部分において今後いろんな部分を考えていかななくてはならないと思っています。それで、研修がすべてまかなって、今言われた研修がすべて整ってできるとは言いにくいとは思いますが、その点について、お聞きします。

藤田総務課長 自己啓発等につきまして、先ほど言いましたように若い職員を中心に、担当業務だけではなくて市の行政課題とか政策課題について自主的研究を行う自主研究グループ等にも積極的に参加していただきたいと思ひますし、たとえば経産省が創設したゆとりパートナー。そういったもので国の職員と交流を深めたり、意見を交わしたり、そういった自己啓発に加えて地域活動に積極的に参加することで、自分のスキルを上げてもらいたいと思ひます。それと、研修をいかに課すか、実践するかっていうそういう職場づくりが大切になろうかと思ひます。職場そのものが学習の場でもございますので、管理監督者の方で業務を与えながら、業務を達成していく中で、いろいろ指導等をしてそれぞれの職員のスキルをのばしていきたいと考えているところです。

先野委員 啓発をしても自分自身が変わらないといけないわけですが、まだまだ、今言われたように自分の地域で出ない、職員が出ないという声は僕のところに来るんですよ。ま、どこの地域とは言いませんけど。そういうことがないようにですね、しっかり自己啓発に努めていただきたいと思ひます。

武田委員 金額的にはあまりたいしたことないんですけども、予算書 91 ページの「900 一般管理費」の中の空き家等の適正管理に関する審議会委員報酬 7 万 5,000 円が計上されていますけれども、最近は空き家も結構取り壊して更地になっているところも目にしますけど、未だに屋根が崩れかかってほったらかしとか、私の自治会でも困っているんですけどもこの審議会というのはいったい何を審議する会なのか、そのあたりをお願いします。

藤田総務課長 この審議会でございますけど、市内に所在する管理不能、不全な状態にある空き家等につきまして、その対応方針について質問があった場合にこの審議会を開催し、たとえば当該所有者等に対して期限を定めて必要な措置を講ずるように命令をしたり、あるいはそれを公表したりといったことを審議する審議会でございます。

以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、総務課所管の審査を終了します。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開は 10 時 35 分からとします。

— 休憩 10 : 24 —

— 再開 10 : 35 —

山根委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

続いて、企画政策課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

今浦企画総務部長 予算書 98 ページからの「目 企画費」は、前年度と比較いたしまして、約 5 億 900 万円の増額となっております。この主な要因は、ふるさと応援寄付金の伸びを見込み、「ふるさと応援寄付推進事業」で寄付者へのお礼のふるさと産品約 6,000 万円の増や俵山地域スポーツ交流活性化事業で本年 9 月を着工予定としております俵山多目的交流広場のクラブハウス、夜間照明、観客席の工事費約 4 億 8,900 万円の皆増によるものでございます。

山根委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

田村大委員 予算書 100 ページ、101 ページ、企画費の「縁結び対策事業」についてお伺いします。106 万 7,000 円予算が付いておりますけれども、これは 3 年目か 4 年目になる事業なんですけれども、これまでの事業の成果と今年度予算と同じ予算を付けておられますけれども、どういった内容で事業の結果を求められているのかということについてお伺いします。

高橋企画政策課長補佐 縁結び対策事業につきましては、平成 29 年度で 4 年目となります。今まで成功をされた件数につきましては、予算上出ておりますのは 2 件でございますけれども、縁結び大使の方が辞退されたものを含めると 3 件ということで、成婚件数が出ております。予算の縁結び大使の報酬につきましては、報償単価が 1 人 1 組成婚が 10 万円になっておりますことから、5 組の成婚を見込みまして、大使保証 50 万円を上げているところでございます。それから、成婚記念品でございますけれども、これにつきましては平成 28 年度から縁結び大使のほうへの報償というのはございましたけれども、実際に成婚された方に対しての何も記念になるものがないということで、今記念の切手をお渡しするようにしております。平成 28 年度に 1 件ほど成婚された方に対しまして、記念切手をお送りしておるところでございます。縁結び対策事業費の補助金につきましては、各団体におけるイベント、いわゆる縁結びイベントでございま

すけれども、これを8回を見込みまして、65,000円の8回ということで52万円ほど見込んでおるところでございます。全体的な成果につきましては、4年目になりますので、平成28年度までの3年間で3組ということでございますけれども、やや事業としてはゆっくりなスタートになっておりますけれども、縁結び大使の皆さんと会合をする中で、いろいろなアイデアも出ておりますので、そういったものも含めてこれからは少子化対策、晩婚化・未婚化対策ということで継続して進めてまいりたいと考えております。

田村大委員 私も縁結び大使に登録しております。申し訳ないと思うんですけど、なかなか今のスタイル、たとえばイベントを何回やったら縁結びのふくしになるとかですね、そういったところでなかなかひも付けするのが難しいんじゃないかと思うんですよ。だから縁結び事業というのをやってどんどん進めていただきたいと思うんですけれども、たとえばもう少しやり方を変えて、縁結び大使関係なしに市内で成婚された方、それから市内で挙式された方に対して何かインセンティブ的なものを与えるとか、そういったふうな方向にもう少し考えていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思います。イベントだけではきついんじゃないですかね。すいません、質問になっていませので答弁けっこうです。

吉津委員 予算書103ページの「075 ラグビーワールドカップ2019長門市キャンプ招致事業」なんですけれども、これ具体的にどういうふうなことをやられるのかをお聞かせください。

末永世界大会等キャンプ招致室長 ラグビーワールドカップ2019長門市キャンプ招致事業につきましては、今年度キャンプ地がいよいよ決定します。まず、夏ごろになりますけど、公認チームキャンプ地の候補地が決定します。それからチームのほうは順次視察に入ってきますので、今出場が決定しているチームにつきましては、全国各地を回ってキャンプ地を決定してくることになると思います。そのような中で、長門市としましては、チームをキャンプ地を選んでいただくためにいろいろな啓発活動を行いながら、また、ホストタウンに向けた交流計画等の実施に向けての協議等を行う旅費等を組んでいるところでございます。

吉津委員 続けてですね、今トンガ王国とかいろいろ話が出ているんですけど、今招致に関しての進捗とかっていうのが、話せるところでいいんですけれども、私たち何も分からないので、できればお聞かせいただけたらと思います。

末永世界大会等キャンプ招致室長 今キャンプ招致活動ですけど、流れとして、3つあるということで考えております。1つ目は、議員のほうからお話がありましたトンガのホストタウンとの交流計画の実施、2点目としましては、ラグビーワールドカップのほうの事前チームキャンプ地の交渉、3点目としましては、公

認チームキャンプ地の交渉という3点が上げられます。昨年の12月9日にオリンピック・パラリンピックのホストタウンにつきましては、トンガを相手国とします交流のほうをやっていく、ホストタウンとして認められていますことから、トンガと交流計画の実施に向けての調整等を図るために大使館等を訪問しながらいろいろな調整を図っている段階でございます。年度変わってからになると思いますが、近いうちに実際にトンガのほうへ出向いているいろいろなホストタウンの協定に向けた調整を行う予定としております。

末永委員 予算書109ページの「市民活動推進費」「集約機能再生事業」なんですけども、その下に地域づくりリーダー養成というのがありますけども、地域においてけん引役を担う人材の育成とありますけれども、具体的な内容をお願いいたします。

堀企画政策課長補佐 地域におけるリーダー養成については、現在活動が行われている9団体のまちづくり協議会からもいろいろな運営方法、他の地区の活動状況、広くは国内のいろいろな先進地の事例等を教えていただきたいというお話がいろいろなヒヤリング等を行う中でも出てきております。その中で、今回計上させちゃいただいたのは、今年も行っておりますけども、島根県の中山間地域研究センターの監察官であったり、それからたとえば広く全国自治体の状況をお知りの大学教授の皆様においでいただきながら、そういった事例を説明をいただく中で、いろいろな地域、それぞれの実情に応じた活動を進めていただく旨のいろいろなご指導等をいただく機会を造成しようということで、研修費等を計上しております。これを来年も行おうということで考えておるところでございます。

田村哲委員 集落機能再生事業について、関連で。市役所は事業たくさんありますけども、1,000、2,000くらいあるんでしょうね、事業が。その中で一番難しいものの1つだろうと思いますね、この集落再生というのはね。あともう1つ難しいのは縁結びもこれもなかなか難しいと思いますけども、集落再生というのも長門市のような人口がどんどんどんどん減っていくまちの中で、しかも中山間地で限界集落と言われているレベルまでいきそうなところが多いところで、待たなしの話なんですけども、基本的に僕は、取り組みの体制も予算も人員も僕は足りないんじゃないかという、ここはもっとやっぱり強化する必要があるというふうにね。長門市の中でもっとも強化する事業の1つではないかと思っておるんですけども、これ何年目になりますかね、集落再生事業というのは。4年目くらいですかね、確か。今までの総括みたいなものをいっぺんきちんとお聞きしたいということもありますし、そもそも集落再生というのは何を目指しているのかと。その中にどういうテーマがあるのかというのをきちんと決めておかないと、もちろん地元の方との協議のうえでですよ。協議のうえで

いっぱいあるけれど、たとえば自治会の機能っていうのは7つ、8つあるわけですよ、冠婚葬祭、集落、環境とかですね。そういう自治会機能と重なる部分があれば、重ならない部分もあるわけですよ。そういう中で、限界集落を維持するためには、そういう状態から脱皮するためには絶対これは必要だというテーマは何なのかっていうことをやっぱり、ある程度認識されていっしやるのか。これは私も今一生懸命調べていますけど、なかなかちょっと分からんですね。そのあたりを教えていただければと思います。

堀企画政策課長補佐 この事業は先ほどお話がございましたけれども、平成25年度から、第1次プランの策定中にいただきましたご意見に従って実際に実施をしております。この間、平成25年度には、三隅地区・宇津賀地区、引き続き様々な地区で今、9団体が立ちあがって、この3月8日には実は、日置地区も立ち上がったの10団体ということで実際に活動をされていくようになります。その中で、この事業をなぜ取り組んだかというところをまずご質問だったかと思います。この集落機能再生事業、特に第2次の長門総合計画の中では、一応アクションプランのほうにも挙げさせていただきましたとおり、支え合い、地域を担う協働のまちを作っていく。それから、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中では、減少していく人口にも活性化を維持していく地域を作っていく。そういった目的を持って事業に取り組んでおるところでございます。背景といたしましては、自治会等の機能低下、先ほど来から議員さんのご指摘のあったとおりのことでございますけれども。それから地域への愛着心の薄れ、併せて地域自治によるまちづくりを進めていこうということの主旨の中で、この事業の必要性を私どもが考える中で事業を進めさせていただいております。その中でも、課題をどこに置くかということでご指摘をいただいたところがございます。この事業を進める前に、やはり地域地域によって課題が違ってくるということは当然でございます。その中で、私どもはアンケートを実施して、いろいろ市民の方のご意見をいただく中では、圧倒的に多いのはやはり公共交通とか、それから医療・介護の問題。ただし、やはり地域ごとでたとえば、なかなかそういったスキルのないところでは、今こちらにも持ち合わせておりますけども、それぞれの地域でアンケートなりワークショップなりをやっていただく。しかも人材がいないところは学歴連携でアンケートを取っていただく中で、それぞれの地域で活動をしていただく、進めていただくということを今、皆様方にはおすすすめをさせていただいていく中でも、やはり宇津賀地区とかそういうところでは、公共交通をやはり取り組んでいきたい。たとえばそれから、元気な老人の方々をもっと集まる場所を作っていきたいという中で、現在宇津賀地区では取り組みを進めていただいておりますし、逆に三隅地区では今回、地域の中長期計画を作ろうということですのでようやくちょっと動きだされたところですけども、

公共交通よりもできればそれぞれの自治会からご意見が上がった防災関係に力を入れていきたいというようなお話もいただいているところで、そういった地域の方々の声を拾っていただくことで、事業を進めていただくというふうに今考えておるところでございます。やはり我々のほうとしては、先ほど委員さんも申されましたけど、7項目以上のいろいろな目的とするような事業がある中で、要項ではそういった事業を縛らずに、皆様方のご意見の中で、地域自治・住民自治として意見をいただく事業を進めていただくということをおすすめしておるところです。もう1つは、今後、自立した地域を作っていただくための過程を探していただく、そういったところもお願いをしておるところでございます。

田村哲委員 一般質問みたいになってしまい、すみません。これはこれ以上重ねてもあれなので。別のところで、金子みすゞの金澤翔子ですね、金子みすゞ関連事業ですけども、ここに書いてありますけど私も知らなかったんですが、金子みすゞが同窓会誌に初めて作品を発表してから100年目。記念すべき年ですよ。100周年というのはですね。これに合わせたイベントと思うんですけども市の主催じゃなくて、どこかの団体がやるイベントで、市の方で受け持つてやるという考えですかね。これは。

堀企画政策課長補佐 本事業につきましては、市の主催ということで考えておるところです。

田村哲委員 了解。それで、金子みすゞの事業についてはまた今年度予算では燦参 SUN と七夕ですよ。たとえば道の駅もそうなんですけど、やっぱり長門市再生の一つの要として仙崎再生というのがあるんですよ。漁業、水産加工、青海島観光、そして金子みすゞですね。こういうものが観光にすると最近ちょっとインパクトが弱くなってきているということを感じるんですよ。以前ほどの関心も無いし。低くなってきている。全体の状況がそういう状況ですから、この100周年というのをきっかけにしてですね、みすゞ燦参 SUN、みすゞ七夕祭り以外に本格的に金子みすゞの再生的なところを取り組む必要があるんじゃないかと思えますけど、そのあたりのご見解はいかがでしょう。

中谷企画政策課長 金子みすゞについては委員の方からご紹介がありましたように、金子みすゞ記念館の運営事業、そしてイベントとしてはみすゞ燦参 SUN がございます。そして、29年度についてはご紹介がありましたように、金澤翔子展を実施いたします。このたび策定いたしました、第2次長門市総合計画では、将来像について「ひとが輝き、やさしさがこだまするまち長門」に設定しております。これは市長が施政方針で申し上げましたとおり、金子みすゞの詩の中に流れるやさしさの心。それを市全体に広げて市外に発信していこうというふうなことで総合計画を策定しています。東日本大震災で金子みすゞのブー

ムが参りまして、ちょうど6年になりますが、そのみすゞブームが去って金子みすゞ記念館の方も減少傾向にあります。そうした中でみすゞ記念館の入館者数についても向上させようと担当課ではいろいろ考えていますが、イベントというよりは金子みすゞ記念館の展示のリニューアル等も検討しているところまでございまして、仙崎においてはせんぎキッチンのオープンが今年、来年春には道の駅の方もオープンしてまいります。そういったところの観光客もまた金子みすゞ記念館の方に誘導する政策についても検討してまいりたいと考えております。

三村委員 101ページの地域おこし協力隊の設置事業についてですね、今年度7人ほど対象者がおられる中で、3,000万円のお金っていうことになると430万円くらいの経費がかかって、この事業が成功されておりますけれど、協力隊の報酬がですね、6人の経費と思っておりますけれど、それでいいですかね。6人。

中谷企画政策課長 地域おこし協力隊につきましては、現在6名が配置されております。そのうち青海島地区の隊員につきましては、今年度末で任期満了。そして通地区の隊員につきましては今年6月で任期満了ということです。29年度につきましては、2名が任期満了で、3名を新しく採用するということで、7人分の報酬を今、予算化しておるところでございます。

三村委員 7人っていうことになると、経費的に1人が200万円の経費がかかっております。そうした中で、社会保険料と雇用保険料が入っております。雇用保険料が入っている市の職員っていうのは他のところを見ても、他にはないんですけど、そうした中で嘱託職員って名前がついてはいますが、地域おこし協力隊の身分はどういう形の職員になるんですか。

中谷企画政策課長 地域おこし協力隊の身分につきましては総務省が定めております、地域おこし協力隊員推進要綱に基づいて長門市では長門市地域おこし協力隊設置要綱という形で定めております。この設置要綱でいきますと、地方公務員法の規定に基づきます非常勤の特別職という形で身分を定めております。

三村委員 非常勤の公務員ということで、わかりました。それともう一点が、その下のほうにあります、協力隊の支援事業というのがありますけど、支援事業の委託料は協力隊員に委託するようになると思いますけど、そこに託すんですか。

中谷企画政策課長 支援業務委託料につきましては、長門市においては活動する支援団体という形を定めておまして、そちらの活動支援団体の方に隊員が業務を行う上での必要な経費を、委託料として支払うような形で予算を組んでおります。

三村委員 今言うのは、地域おこし協力隊員っていうのは報酬をもらった上に、地域おこしの業務の委託料も当然個人に払うということになると思いますけど、

そしたら成果とかそこの委託事業の取り扱いというか、その辺の確認の仕方ってというのはどうなるのですか。

高橋企画政策課長補佐 地域おこし協力隊につきましては 2 つほど特別交付税の方から主に経費として特別交付税の方の対応がされております。まず一つは先ほど申されました、隊員の委嘱に係る経費ということで、こちらの方は隊員の毎月支払っております報酬になっております。それから下段のほうに書いております隊員の活動支援業務委託費というのは、地域おこし協力隊が活動するにあたりまして、上限で 200 万円ほど、これは報酬と同じ額になりますけど、特別交付税の特別措置がされるようになっております。で、そういったことで、長門市の場合は県内では長門市だけになりますけど、地域おこし協力隊員が地域に早くなじんでいただく、また、地域で協力を頂ける、支援をしていただけるっていう環境を作るために、地域の活動団体に対して、その経費 200 万円のうちの 160 万円程度になりますけど、委託をして、その中でたとえば車のリース代でありますとか、事務所費でありますとか、自主活動費でありますとか、そういったものを団体の方から支出をしていただくようにしております。この委託業務に関する報告確認につきましては、月に 2 回ほど地域おこし協力隊を市のほうに呼びまして、担当者とミーティングをしております。その中で、直接隊員からも聞いておりますけど、各団体の方から報告書の方を毎月いただいております。出席でありますとか活動の内容、そういった確認をされたものをいただいております、確認をしているところでございます。

三村委員 私は地域おこし協力隊の報酬が嘱託職員の中で一番高いグループになると思っております。そうした中で、報酬を払うということになると 1 か月の出勤とかがってというのはどういった形で確認をされておられますか。

高橋企画政策課長補佐 地域おこし協力隊につきましては、先ほど課長も申しましたけれども設置要綱の中で、勤務形態を決めております。週が 31 時間以内で 5 日以内と決めておまして、年休とかも当然ありますので、そういったものを出勤表で各支援を委託しております団体のもとで確認をさせていただいております。

先野委員 4 名ほど残るんよね。6 名で 2 名辞められるので。新たに 3 名ほど隊員が増えるということなんですかね。その 3 名の隊員の今後の場所っていうのは予想されておられますか。どこに行かれるのか。

高橋企画政策課長補佐 地域おこし協力隊、先ほど申しましたように 6 名ほど現在設置をしております。地区としましては通、青海島、向津具に 2 名、三隅、俵山で、5 地区 6 名となっております。従来でありましたら、地域おこし協力隊を設置する条件といいますか、場所についての選定はまず地域から配置の希望があること。それから地域づくり団体の支援、協力が受けられること。それか

ら協力隊員を配置することで、隊員の若者でありますとか、都市部の視点によって地域づくりをさらに進めていくことができる可能性があるということで、設置をさせていただいております。平成 29 年度、先ほど課長も申しましたように 3 名を考えているということでございますけれども、従来各申し出のあった地域に入れておりましたけれども、一定の地域づくりの成果を、隊員等を見ましても上げているということから、同じ、言い方は悪いかもしれませんが、地域振興というような、漠然としたような形で隊員にある程度の大きな業務を任せるという意味で同じ地域に配置するということは一定の成果を上げたということでございますので、新たな地域の配置もしくは 29 年度につきましては特定の施策でありますとか、事業、そういったものを進めていくというような活動を内容とする隊員を募集していきたいというふうに考えております。具体的にもうしますと、今まで協力隊員が設置されていない地域への地域振興を活動とする地域から要望がある場合についての隊員を 1 名ほど想定しております。それから特定の施策事業を活動内容とする隊員、今企画の方で想定しておりますのが、観光産業を推進する業務、それから今市が進めております木育の推進に関する業務、そういった内容を進めて協力してやっていきたいというような隊員を募集しておるところでございます。

先野委員 3 名は設置されていない地域が 1 名と特定、観光とか産業、木育の中で 2 人を選ぶという話だったと思います。先ほど言われた青海島が 3 月末までで通が 6 月末までで、一応、隊員さんが卒業されるみたいな話をされたと思うんですが、予算的な地域おこし協力隊の退任後の定住に向けた支援。これ課題の中に 27 年度の決算の中にも書いてありましたが、この方の退任後の定住支援は、この 2 人は決まっていらっしゃるのですか。

高橋企画政策課長補佐 まず、3 月に退任する隊員につきましては、個人の話なので具体的になかなか、申し上げにくいんですけども、地域おこしの活動の中でラーメンを作って各イベントでいろいろと出されておりました、企画政策課の方も、また、市の若手職員も手伝いながら協力して何度かお祭り等にラーメンを出して頂いたところがございますけれども、本人の希望でさらに高みを目指すといいますか、料理人を目指したいということで、定住をされて市内の旅館の方に努めたいという意向ですすでに就職という形になりますけれど、4 月からの方向性が決まっておるところでございます。それから 6 月に退任される隊員につきましては、もともと木を使った、森林を活用していくような専門学校にも大学卒業後に通われていたこともありますので、木育の推進に関してお手伝いをできたらというようなことを聞いております。又、また年が明けまして詳細なことにつきましては、企画政策課の担当と調整をしてみたいと考えております。以上です。

林委員 ちょっとイメージが湧かないのが、ちょっと一点あって、特定分野、いわゆる観光とか木育、市が新たに進める事業について2名を配置すると、もう1名は新地区に張り付けると、この1名の張り付けのイメージは何となく湧くんですけど、今まで通りだから。この特定分野の2名というのが、具体的にどういった団体に所属させるのか、あるいは地域なのか、観光とか言っただけでなかなか受け入れる観光協会に入れるとか、そういったイメージが湧かないのですが、この特定分野について、だから予算上、想定されうる範囲で結構ですので、どういった考えに基づいてこの予算費目を組んだのか、ちょっとそのあたり聞かせて下さい。

高橋企画政策課長補佐 まず、従来地域の方に設置しておりました地域おこし協力隊については、先程申しましたけれども山口県で唯一長門市が採用しております。地域支援の団体、地域で活動される団体の支援を頂くという体制をとっております。これは、先程も申しましたように外部から、本市に縁がない人を迎える可能性が非常に高いということでございますので、そういった団体があることによって、地域に溶け込んだりとか、後の定住に向けた後押しになるのではというふうに考えて、そういった体制をとっておるところでございます。今回先程の観光と木育というふうに申しましたけれども、観光につきましては観光の情報収集でありますとか今、観光課の方で進めておりますデジタルマーケティングとかそういった専門的な分野を含めてですね、地域産品の開発等をやって頂くということで、受入先を観光コンベンション協会の方に考えております。それから木育推進に関しては、木育施設を今計画しているところでありましてけれども、この自立運営に向けた取り組みという、そういった活動について若い都会的な視点いれてやって頂きたいと考えておりまして募集をかけておるところです。そういったところで、受入は失礼しました、NPO法人の人と木の方をお願いをするように考えております。で、この観光コンベンション協会とNPO法人「人と木」の方にはそういったことをお願いをして了解を得ているところでございます。以上です。

末永委員 関連でお願いします。この中に任期を迎える2名の隊員の更新とありますけれども、この更新というのは永遠に更新できるということなんですか。何か条件みたいなものがあるのでしょうか。それともどういうふうに、希望すれば簡単に更新できるのか、その辺りをお聞かせください。

田中企画調整係長 説明資料中の2名の隊員の更新という表現だと思っておりますけど、この更新という意味はですね、同じ人物が更新されるという意味ではなくて、長門市の地域おこし協力隊採用人数の枠、その2名分をそのまま更新しますという意味で記載させて頂いております。

田村(大)委員 予算書118、119ページ防災対策費の施設整備工事についてお

伺います。これ告知端末機ですよ。告知端末機、平成29年度は東深川地区になると思います。平成28年度は西深川地区で設置率70%を予定に年度を迎えましたけれど、先日補正で減額されておまして設置率60%程度になったと思うんですよ。今回の予算3,700万円強ついておりますけれども、これは設置率、東深川で何%を目指しておられるのでしょうか。

入野ケーブルテレビ放送センター長 すいません。大変お待たせしました。65%を想定しております。

田村（大）委員 それではですね。この設置について、無料で設置できる条件としてほっちゃTVのケーブルに加入していることが条件になると思います。で、東深川地区のほっちゃTVのケーブルの加入割合は何%でしょうか。すいません。80%超えていたと思うんですよ。そのほっちゃの設置と告知端末の無料配布というのが、関連してくると思うんですけどもそれに対して80%強の設置率に対して今回65%と、昨年70%を目標にされていたけれど、減額されたとはいえ60%になったんですが、これは昨年は70%で、今年は目標65%に下がった理由とは何でしょう。

中谷企画政策課長 ひとつ誤解があるようなのでお答えしますが、告知端末機の設置については、ほっちゃTVの加入が条件というわけではございません。無料です。原則は無料です。設置場所によってケーブル等長くなったりする場合についてはその分のご負担を頂きますが、原則市民といいますか、市内の世帯であれば原則無料で設置するような形でしております。29年度予算の65%とセンター長は申しあげましたけれど、やはりなかなか長門地区、もともと告知端末機が無かった長門地区においては、設置状況がなかなか良くなって担当者の方からダイレクトメールを送ったり、いろいろ自治会長さんを集めて集会等をお願いするわけですが、なかなか加入率が伸びない状況があります、そういったことで西深川地区については設置率が40%と低い状況です。そうしたことで29年度につきましては65%という、低い目標になっているところでございます。以上です。

山根委員長 ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、企画政策課所管の審査を終わります。

続いて、財政課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

今浦企画総務部長 予算書96ページの「目 財産管理費」は、前年度と比較しまして約4,000万円の増額となっております。これは、湯本温泉活性化事業を進める上で、今後、安全性を確保するために整備工事を行うこととしております旧白木屋グランドホテル跡地につきまして整備工事に伴います測量、設計業務に係る経費1,400万円の増と事業用途がなく老朽化のため危険度が高い旧油

谷中学校屋内運動場、旧西深川保育園舎の解体に係る経費約 3,000 万円の増が主な要因です。

続いて、予算書 174 ページからの「目 環境衛生費」の内、財政課所管となります 177 ページ「050 下水道事業費」ですが、前年度と比較しまして約 1 億円の減額となっております。これは、東深川浄化センターの事業の縮減と起債償還元金の減少による下水道事業出資金の減が主な要因でございます。

次に予算書 190 ページ「目 上水道整備費」ですが、前年度と比較して約 1 億 1,000 万円の減額となっております。これは、田上浄水場整備事業の事業費の縮減に伴う水道事業出資金の減が主な要因でございます。補足説明は以上です。

山根委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林 委員 ただ今、部長が説明されました予算書 97 ページの新規の市有財産利活用事業についてお尋ねしますが、予算規模が 1,790 万円ということで、下水とか上水の撤去というのは何となくわかるんですけども、上の測量調査設計業務委託料の 1,400 万円、これですね、ちょっとよくわからないのは今、解体して更地になっていますよね。白木の跡地。その中で埋設されている下水管とか上水の管を撤去する。これは分かる。それを更に測量、設計というのは何のためにするのか。ちょっとその辺りわからないので。

光永財政課長 今回測量設計等上げております。この中の内訳は、測量業務と調査業務、解析業務、設計業務となっております。この部分につきましては、現在、旧白木屋グランドホテルの跡地、この北側の斜面、ここの斜面が抑え盛土の状態です。置いてございまして、また、国道 316 号線の土羽台擁壁の一部も同様の状態にありますことから、安全面を確保するために補強工事を行う必要がございます。補強工事を行いたいんですが、盛土濃度及びその下の地盤の状況により、補強の候補を検討する必要があるため、その工法がどのくらいの工事費がかかるかを設計するため、及びそれらの測量・調査・解析を行うために委託料を計上するものでございます。

林委員 そうすると、今既存の今の状態。現在の状態が非常に、安全的に問題があるということですよ。仮のところ。それで、つまり安全な状態にして星野に転貸するというようなニュアンスで取ってよろしいですか、これは。

光永財政課長 現在、旧白木屋グランドホテルの跡地、これは解体した状態で一応そこは、現在活用しておりませんが、法面については抑え盛土で一応の処置はしております。ただ今後ここをきちんと活用するにあたっては、きちんと法面の補強の工事は必要であるという考え方から、この工事につきまして行いたいということで、そのための測量設計との委託料を組むものでございます。

林委員 私の質問の主旨は、そういうことを安全な状態にしたうえで、それを今度進出してくる星野リゾートさんに転貸するために土地を。そのためにやるわけでしょう。

光永財政課長 委員おっしゃるとおりでございます。

三村委員 今の説明のところ転貸借というのがあるんですけど、今現在、土地が、僕は後者が持っていると思ってるんですけど、実際にはどこが持っているんですか。

光永財政課長 現在この土地については、土地開発基金のほうで土地を持っております。ただ、29年度予算で計上しておりますとおり、ここの部分の土地については、一般会計で買い戻す予定で予算計上しておりますところでございます。

三村委員 それでは、転貸借によるっていうのが書いてあるんですけど、なんでそれが転貸借になるんですか。

光永財政課長 現在この土地については、湯本温泉旅館組合のほうに使用貸借で契約しておりますところでございます。ここの土地につきまして、委員の皆さんご存じのとおり、解体するにあたって、補助事業を実施しております、その補助事業を実施するために民間が事業主体でやっていただいております。今後も民間主体でこの土地を契約している状況でございますが、ここを更に有効活用するために星野リゾートさんが進出するということとなりますので、うちとしては、市と旅館組合の間で契約を行って、今度は旅館組合から星野リゾートさんのほうに契約を結んでいただくという形を取らせていただいております。

三村委員 何で温泉組合が、市の所有の土地の中で、市がなんで星野に貸せないんですか。何で温泉組合を経由して貸さんにやらんという、その行為そのものがおかしいんじゃないかと僕は思っていますね、まあ転貸借と書いてあるから、何で1回転がさんにやいけんかなと思ったんですけど、そのあたりの見解はどうなんですか。

光永財政課長 委員皆さんご存じのとおり、この土地の上に建っている建物を解体するにあたりまして、民間事業主体で行って補助事業を取りに来ております。このときに民間で今後、この土地について活用していただくということで、主要対策契約を結んでおりますところでございますが、今後ここの土地について、星野リゾートが進出してくることから、旅館組合と市との契約を破棄するわけにはいきませんので、これの契約変更をさせていただいて、そのうえで旅館組合と星野リゾートの間に契約を結ぶ。3者契約がちょっとおかしくなってしまうから、転貸借ということで手続きを取っていただきたいと考えております。

三村委員 今言われるように、基金が土地を持っていて、湯本温泉組合に土地

を貸しておる。貸した土地をですね、温泉組合が星野と転貸を結ぶということ自体はできるんですか。

光永財政課長 可能でありますからこの手続きを取っていくものでございます。

三村委員 そういう所有権のないものを転貸するというのを市がなんで見積もらんやいけんのですか。そこを。

光永財政課長 現在契約している湯本温泉旅館組合さんのほうには、この転貸を行うということも了解していただいておりますし、そのうえでの手続きとしておるところでございます。

三村委員 私が言うのは、なんで旅館組合が貸すことができるかっていうんですよ。借りた土地なのに。市から。温泉組合が貸すことができるんですか。

磯部副市長 先ほど財政課長が申しておりますけれども、今回経産省の補助事業を活用するにおいては、民間の力で上物を解く。その下の土地も民間で活用するというのが大原則がございます。従いまして、まず建物を取ったさら地につきましても、土地的には市の土地でございますけれども、民間の力を活用して湯本温泉旅館協同組合が活用をするということが大原則ございました。従いまして、今回の転貸につきましても、湯本温泉組合が星野さんを誘致するにあたって、湯本温泉組合から星野さんへの転貸じゃないと、極端に言えば補助金の返還があるという形になります。従いまして、市の了解のもとで湯本温泉組合が星野さんへ転貸をするというストーリーで補助金の返還も免れるということでございますので、ご理解をいただきたいということでございます。

三村委員 それなら、今言うように、そういう転貸を私たちに認められてるんですか。それをまず最初のそういった行為を当然国の中の制度はそういうふうな制度になっていると思えますけれど、要はそういう転貸せんにゃならんような活用の仕方という、温泉組合を通さんやならんというその、温泉組合は何をもって土地を活用しようとするんですか。

磯部副市長 まず最初の転貸できるかどうかということでございますけども、これは一般の賃貸借でも使用貸借でもそうですけど、市の所有地をたとえば、A社に貸したときに、A社は市の了解があれば転貸は可能。これは一般的なルールでございます。今回の白木屋グランドホテルの跡地につきましても、先ほども申しておりますけども、私どもは一応湯本温泉組合に利活用していただきたいということで、土地を使用貸借をさせていただいております。湯本温泉組合として第3者に転貸する場合に、これは当然市の了解というか、星野リゾートにつきましても市が誘致したこともございますので、市の意向を汲んで湯本温泉組合が民間の力を活用するというストーリーでございますので、法的、更には手続き的にもご理解をいただきたいということでございます。

林委員 これ、私分からなかったんですけど最初、議案29号の意味が。つまり

ですね、一昨年の12月の白木の解体費用が計上されて、いろいろ議論ありましたけれども。そのときには経産省の補助事業は活用するにはどこかトンネルにしないといけないと。トンネルというのが、要するに湯本温泉旅館協同組合であって、それを經由して、3億円で、市が1億円出して計算書のお金が2億円。3億円で解体したわけですね。私はそこまでの認識だったんですよ。つまり解体事業に伴う、そこに湯本温泉旅館協同組合と市がその土地について30年間、転貸借の契約を結んだという説明も全くなかったですし、だからあれは市の土地だというだけの、僕は認識だったんですよ。だからあそこの市道路線の認定のときもそういうニュアンスで議決に賛成を投じました。だからその湯本温泉旅館協同組合と市の、あの土地に対する契約条項の話というのは、今まで僕は聞いたことがなかったんですよ。本当に申し訳ないんですけど。それはただ補助事業の関係で、湯本温泉旅館協同組合通さないといけないという手だから、そういうものなのかなと思ったわけですよ。だから今回29号の議案が出たときに、どこの土地だろうって一瞬最初思ったんですよ。さっきの財政課長に聞いた、白木の跡地と29号が合って、それでこれをやるのかってというのがようやく分かったんです。それはもちろん今三村委員がおっしゃったように、法的、あるいは手続き的に瑕疵があったかどうかっていうのはちょっと、それは個人がいろいろ判断されるんでしょうけど。ただ私はこれ問題がないにしても、この予算を見たときに、市が、いわゆる大家さんですよ。今立場的に。大家さんというか今あそこは、市のものだけど今、旅館協同組合に貸している。無償で、30年間。ということですよ。あ、10年ですか。とりあえず今10年。さっき見ると、星野リゾートに組合が今度また貸すと。29号を通したあとに貸すと。貸すときは30年と。事業が軌道に乗るまでは10年間は賃貸料を無料にするということなんですよ。こんなことして、市長が言ったように星野買いますか、これ。その契約条項だと。私は、この予算委員会の席で、星野さんがあそこに星野リゾートを建てる。いずれは星野にいわゆる買ってもらうっていうような話をしていましたのでね、こういう条項があると、30年の契約条項があって、更に10年は無料にするっていう契約になってくると、いつ買うのっていう話になりませんか。私ずっとそれが疑問だったんですよ。それは時期が来て軌道に乗って、これは借地じゃなくて確実に買いますと、会社が。という話になればそれはまたそれでいいですよ。そこで契約交わせばいいわけだから。そのあたりの説明が今まであんまりなかったような気がしたわけですよ。だから疑義が生じているんです。

磯部副市長 まず確認させていただきたいのは、10年間今使用貸借で湯本旅館組合に貸している。更に10年間ということではございません。今回星野さんが着工するときには、当然星野さんの土地になるわけでございますので、それか

ら 10 年間。まあ着工か、というのはちょっとありますけど。従いまして、今林議員さんはひよっとしたら私も確認不足で申し訳ないんですけども、10 年間、たとえば湯本温泉。さらに 10 年間。

林委員 今反問権ありましたけどいいです、いいです。僕が言ってるのは違うんです。僕が言っているのは、今現契約は 10 年でしょ。湯本温泉旅館協同組合と市の賃貸者契約というのは。10 年ですよ。それを 29 号議案を通した後はそれが 1 回チャラになるから、なるじゃないですか。そうすると今度は旅館協同組合と進出する星野の間に賃貸者契約を結ぶわけでしょう。そこを起点にして。そこを起点にして当面は 30 年間。事業が乗るまで当面 10 年間は賃貸借料無料にしますよっていう話じゃないですか。そうですね。だから、僕が疑義が生じたのは市長がこの場で、いずれは星野さんにその土地を買ってもらって言ったんだけど、そういう契約条項ならなかなか買わないんじゃないだろうか、無料なんだから。という話で疑義が生じたわけです。分かりましたかね。

磯部副市長 それにつきましては、今私どもも調整しておりますけど、星野さんに買っていただくという形で。

林委員 買いますか、今無料なのに。

磯部副市長 それは、事業をされるにおいては、当然上に建物を建てられるわけでございますので、そういった当初の予定にしておったとおりに進めようと思っております。

三村委員 そしたら元に戻りますけれども、要は契約を星野と温泉組合が契約するでしょう。契約金というのはどこへ。温泉組合に入るでしょう。温泉組合というのは、その契約金に対してどういうふうな形になるんですかね。

光永財政課長 契約金というのは一切ございません。多分賃貸借料がどうなるかという部分だと思いますが、議案 29 号が通りましたら 10 年間は全額免除という形を取らせていただきますから、あそこの中で金のやり取りは一切生じません。それ以降の流れになりましたら、今度星野から旅館組合のほうに賃借料が入りまして、その賃借料が市のほうに入ってくるというような流れになるかと思っております。

三村委員 温泉組合に契約をした金額そのものというのは、ストレートに契約をするような形の金が市に入るか入らないかということなんです。要は間を経由していますから、実際にそうしたような契約を私たちが認めんにやならんことがせんないなと思うんです。要は、温泉組合が間に入ることによって活性化と言われる部分が、マイナスの活性化になるような状況がこの契約の中に転貸することによって生じるんじゃないかということが、私の考え方ですけど。そのあたりのマイナスの要因が起きないと言える見解が。回答してください。

磯部副市長 たとえば今回の白木さんの跡地については有効に土地を活用しよ

うという場合に、当然ながら老朽化したホテルがネックになっています。これについては利活用でいろんな事業者に聞いたんですけれども、さら地になったら考えられる。既存の建物のまんまでは活かすことはまずありえませんが、ということのスタートでございます。従いまして、約 3 億円の解体費をどう捻出していくのか、というのが 1 つ大きな課題であったときに、国の経産省の補助金の活用としてまずさら地にしましょうと。そしていろいろな利活用ができるという形で取り組んだわけでございますが、まず建物を除けるにおいては、できれば市でやるのが一番良かったんですが、経産省はほとんど経済団体の省庁でございますので、民間のたとえば温泉組合とか、あるいは民間の事業者、そういったところが解体をし、跡地も有効活用するというところで始めたこの補助事業が成り立つということから、経産省の補助金については解体プラス跡地の活用まで含めた事業計画でないとご説明が多少できないということでございますので、今現在さら地になっておりましても、その土地については市の土地でございますけれども、活用については民間委託、先ほど来申しておりますけれども、民間の力をもって活性化をする目的でこの事業に取り組んだということでご理解をいただければということでございます。

田村大委員 関連で質問させていただきます。今副市長説明されましたけども、経産省の地域商店街まちづくり事業ですよ。これには 5 年間の実績報告がついていますので、おっしゃる意味はよく分かります。ちょっと先ほどまでの流れの話の中であった、土地の賃借についての確認をさせていただきたいんですけれども、温泉組合とが 10 年間市からの無償で土地を賃貸できるということですよ。それを転貸すると。星野リゾートさんに転貸するというんですけど、そこに星野さんへの賃借料が発生しないということでしょうか。確認だけですけど。

光永財政課長 正確に言いましたら今の旧白木屋グランドホテルの部分については、旅館組合さんのほうと改めて 30 年の賃貸借契約を結びます。当初の 10 年間を無償といたします。これと同じ条件で旅館組合さんが星野リゾートさんと契約を結ぶ形になります。従いまして、当初の 10 年間については無償となりますから、金のほうの動きはないということでございます。

田村哲委員 ちょっと分かりにくいんですけども、予算書 97 ページの「地方公会計推進事業」これは、去年の私ども議会で山口県の市議会の研修会で公会計の勉強に行ったんですけど、私も今後市の財政の会計はこういうふうに変わっていくんだということなんですけども、この公会計推進事業は、どんなものか、いつからこれに切り替わっていくのか。そのためにたとえばこれは、直接には職員の方は大変ですよ。我々もやっぱり勉強せんにゃいけん。そのあたりの見通しとかですね。その中で 1 つ分からないのは、財務書類作成支援業務委託

料。作成を支援する、誰が誰の支援をするのか。支援の中身がちょっと、具体的に分からん。だから公会計についての全般的な今後どうなるのか、どうするのかっていうことと、今のことについてお尋ねします。

光永財政課長 新公会計、こちらのほうにつきましては、平成 29 年度から新公会計に基づいた財務諸表等を作成してまいる予定でございます。この中で当然新しい会計となりますことから、システムのほうも公会計システムを導入いたしまして、また、この財務書類等新たな会計に基づいて処理いたしますことから、民間の会計を行ってる業者、こちらのほうからうちのほうに支援をいただいて、うちのほうで財務書類等、新公会計に対応できるように、対応するものでございます。

田村哲委員 たとえば、今予算書が出ますよね。あるいは決算書が出る。こういうふうな形の処理は変わるのかな、具体的に。公会計になった場合に、どういう形になるんですかね、処理は。

光永財政課長 新公会計で処理するのは、決算と申しますか、現在予算書・決算書の取り扱いについては従来どおりとなります。財務諸表の公開、こちらのほうが新公会計で表示というか、皆さんにお示しすることになりますので、予算決算につきましては従来どおりの流れということになります。

山根委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、財政課所管の審査を終了します。

以上で午前中の会議をここで止めます。午後の再開は 13 時 15 分からといたします。

— 休憩 11 : 46 —

— 再開 13 : 15 —

山根委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

続いて、防災危機管理課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

今浦企画総務部長 予算書 118 ページ「目 防災対策費」において防災危機管理課所管分では、前年度と比較いたしまして約 130 万円の減額となっております。これは、IP無線機整備に伴う機器のリース経費、中継局解体経費等の増はあるものの高潮ハザードマップの策定や消防庁舎建て替えによる防災行政無線遠隔制御装置移設が完了したことによる減が主な要因です。

山根委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

先野委員 予算書が 121 ページ、説明書が 7 ページです。IP無線の整備事業と

いうことで、この算出根拠についてお尋ねします。

堀防災危機管理課長 IP 無線機整備事業につきましての算出根拠でございますけれども、予算説明書に挙げておりますけれども、通信料 66 万 6,000 円につきましては、1,000 円×56 台に税をかけて、11 か月分ということでみております。11 か月分という形でみておるのは、入札等の手続き、新年度入りまして導入は早くても 5 月かなということで 11 か月分ということで算定しているところでございます。あとは加入手数料 18 万 2,000 円でございますけど、これが 1 台につき 3,000 円×56 台の消費税ということで、これは当初 1 回だけの支払いが発生するものでございます。次にリース料でございますけれども、これが 56 台分として 14 万 8,600 円。これに消費税と 11 か月分ということで算出しております。それから、無線施設の解体撤去工事についてですけれども、各支所機に今までありましたアナログ設備についてのアンテナの撤去、及び消防団車両および公用車の無線の撤去。油谷におきましては中継局が 1 か所ございますのでその解体経費ということで、算出しております。

先野委員 この IP 無線、ここに目的が書いてあるんですが、通信手段として IP 無線機を整備するという話であります、電話が通じないところについてはどうなんですかね。通じるんですかね。

堀防災危機管理課長 IP 無線につきましては、携帯電話の通信網を活用することとしております。通信のレベルといたしましては、通常の一般の携帯電話よりもレベルが高いものでございますけれども、携帯の通信網を利用することで、携帯電話の電波が届かないところについては使えないという状況になっております。以上です。

先野委員 使えない地域というのは災害があった時に困りますよね。大変なことがあった時に。そういう時の対応については、どうされるのですか。

堀防災危機管理課長 携帯電話につきましては、日本全国すべてが 100%という状況にはなっていません。本市におきましても山の中とか、現実的には通信できないところはあるんですけれども、まずは通信事業者が年々、いろいろとアンテナを建てて広げているというところを期待することがひとつでございます。それと実際的に、これは通信手段の輻輳化ということもありまして、我々の方では衛星携帯電話等も一応各出張所、また災害時に孤立する可能性のある地域とかそういうのでもやっておりますので、いろんな手段を使って通信を確保していくという形で今考えているところです。

先野委員 うちの俵山でも防災の時に、僕は一般質問を議場でして、一つの電話は電源が切れても使えるような手段の電話もあります。そういう部分をぜひ活用していただいて、もう一点が通信要求過多により、通信が成立しにくくなるとうのを輻輳というらしいんですが。昨日インターネットで調べたら、輻輳

の話が出てました。これについても多分輻輳の関係が出るんじゃないかなと思うんですけど、その点についてお伺いします。

堀防災危機管理課長 委員さんの方から、災害時に集中した場合に通信事業者の方から制限がかかるということで輻輳という形の表現もあるんですけども実際この IP 電話につきましては、一般的な携帯通信レベルよりも高いレベルの帯域をパケット通信で使うという形になっております。それで 100% どのような災害でもないかということになると、事業者の方も 100% とは言い切れないというところはあるんですけども、昨年発生しました、熊本地震被災地の IP 無線電話を避難所と本部とのやりとりに使っておりますけれども、熊本地震におきましても支障はなかったという情報は得ておりますので、そう考えているところです。

大草委員 土嚢ステーション整備事業についてですけど、平成 29 年度は 6 カ所というふうになっていきますけれども、自治会とか地域が指定をされて、ということになるんですか。

堀防災危機管理課長 土嚢ステーションの設置箇所についてなんですけど、今私どもの方で実際にどこに土嚢置き場を作っていくかをまず調査させていただきました。それで、基本的には自治会というか、消防団の機庫をまず候補として考えたところです。それで、消防団、自治会と協議をしてここはぜひというところがあったということで 29 年度につきましては 6 カ所。30 年度というのが消防団機庫と考えた場合に、建て替えの予定等も聞いているところもありますので、それも踏まえて 2 カ年で 12 カ所。それである程度市内の全域といいますが、今までよりも近いところから運べると。そういう形で整備をしようと計画したところです。

大草委員 1 カ所に土嚢はどのくらいの規模で算出されたのですか。

堀防災危機管理課長 土嚢ステーションにつきましてはまず土嚢用具の置き場ということで考えております。土嚢というと、袋に土が入った状態で保管しておいてそれを使うという状況ではなく、土嚢用の土を枠組み、ブロックで四角を予定しておりますが、それを作ってそれに土嚢用土を入れておくと。それについてあと袋等を消防団なり自治会に渡しておいて、事前に被害が予想される場合に、住民の自分たちの力で作っていただいて、準備していただくということで考えているところなんですけど、土嚢の土につきましては 1 カ所あたり 1.7 立米を予定しております。

田村哲委員 関連ですが、土嚢用土なんですけれどもステーションを作ると。箱のような。これはたとえば雨が降った場合とか、流れ出たりとかそのようなことは当然考えているのですか。

堀防災危機管理課長 土嚢ステーションにつきましてはコンクリートブロック

積ということで、考えているのですけれどもサイズとしては縦 2 メートル、横 1.7 メートル、高さが 60 センチということで、枠囲みをしてその中に土嚢用土を入れると。あの屋根のほうは付けておりませんから雨が降った時には浸かることがあるかもしれません。その辺は地元の方でシート等でやっていただきたいと考えているところです。

田村哲委員 これはひとつのステーションで、何袋くらいできますか。

堀防災危機管理課長 1 消防団部隊に 100 枚ずつの袋を配布する予定としております。

田村哲委員 100 枚ずつと先ほど聞きましたけど、100 枚に対して土は十分あると、ということですか。その囲みの中に。

堀防災危機管理課長 充分ございます。

田村哲委員 1 つ聞きたいのは今年 6 カ所、来年 6 カ所ですよね。これ、河川氾濫が主なんですかね。対策としては。目的は。この土嚢ステーションを作るということは河川氾濫が主になる。あるいは氾濫箇所が。そうすると今年 6 カ所、来年 6 カ所。これで大体終わりなのか、まだあるのか、ということが一つと、もう一つ。この 6 カ所・6 カ所で 1 カ所 10 万円強くらいだったら、もう 1 年でいっぺんにやってしまった方がいいんじゃないの。12 カ所くらいだったら。そのくらいだったらできると思うんですけどね。なぜ 2 年に分けるのか。そのあたりを。

堀防災危機管理課長 お答えいたします。今 2 カ年で 12 カ所ということでございますけれども、うちの方としてはそれだけを考えておるのですが、実際各自治会なり地域の方から声が上がってくる可能性があります。三隅地区、俵山地区につきましては別の事業ですでに土嚢ステーション等を整備していらっしゃいます。そういうところもございますし、実際、深川地区が一番整備がなかったというところで、そのあたりをやっておるところですが、それ以降ないかという、そう考えてはおりません。また、希望・要望等があれば検討させてもらいたいと思っているところでございます。それと 1 年でというところでございますけれども、これにつきましては先ほど申し上げましたけれども、機庫が移動するとか、そういうこともありますので一応、2 カ年で計画しているところです。

田村哲委員 自主防災組織育成事業。この重要性というのは重々わかっているんですけれども、それで組織を作っていくというのは大変なことですけど、この間、一般質問でもやりました沿岸部の津波に特に対応しなければいけないような地区を中心に、もちろんその他がどうでもいいということではありませんよ。でもやっぱり街並みということを考えてみた場合に自主防災組織を今から立ち上げるのならば、そちらを優先すべきじゃないかというお考えのもとにや

っていくことなのか。どうですかね。

堀防災危機管理課長 自主防災組織につきましてですけれども今沿岸部、津波対策ということでやりましたけど、自主防災ということで言いますと、沿岸部にメインをおいてという形は今とっておきません。当然ながら内陸部、土砂災害等もある可能性があるわけですので、どこを目指すかというところで、津波に対しての自主防災組織という形にはなっておりません。ただ、一般質問でもございましたけど、急激に来るとしたら津波でございます。これにつきましては、自主防災組織があるなしにかかわらず、積極的に避難ということにつきましては、私どもも地元と協議・連携しながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

(ほかに) ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、防災危機管理課所管の審査を終了します。

続いて、税務課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

今浦企画総務部長 予算書 126 ページ「目 賦課徴収費」では、前年度と比較して約 1,500 万円の減額となっております。これは、平成 30 年度固定資産評価替えに向けて行った標準宅地の不動産鑑定が完了したことによる減が要因です。

一方歳入ですが、予算書 44 ページ「目 都市計画税」では、条例改正の御審議を頂きますが、昨年 10 月の下水道料金の統一により都市計画税課税地域の方は課税地域外の方に比べて負担が大きくなることから、負担の平準化を行うため、都市計画税率を 0.15% から 0.075% に見直したことにより前年度と比較しまして約 4,100 万円の減額となっております。

山根委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 歳入科目についてお聞きします。予算書 42 ページからですけれども、市税と言えば 6 科目ほどあります。その中で市長の提案説明でいくと、住民税の所得割と法人税割の伸びによって住民税額が増になっていると。この要因というのはどのように見込まれているのか。法律改正によって制度が変わったものによる増なのか、いわゆるアベノミクス等で景気回復によるものなのか。その税収増なのか。そのあたりの要因分析をお聞かせください。

安森税務課長 まず初めに、個人住民税の所得割の伸びでございますけれども、こちらにつきましては、一つの要因として給与所得者の一人あたりの単価が伸びを見せておるところでございます。もう一点につきましては、農業所得につきまして、これも同様に一昨年もやや不作であった米の取れ高が、標準の価格が上昇したことによって農業所得等についても所得割の単価が上昇したところでございます。法人市民税の法人税割につきましては一部の鉄工業等の業績等が

良かったために、本年度の実績が上がっているところがございますけれども、同様に法人につきましてもわずかずつではございますが法人税割が上昇しているところではあります。

林委員 その認識で言うと法人住民税については、景気の動向が色濃く反映されていると認識されているということですね。それで、固定資産それからたばこ税、都市計画税さきほど言ったように上限税率を 0.15%から 0.075%にしたということで、その 3 つの税目が減になっているんですけども、入湯税が前年度に比べて増えている要因についてお聞かせください。見込みを。

安森税務課長 入湯税につきましては、昨年 12 月に行われました日露首脳会談の PR 等の影響を受けまして、各旅館の入浴者につきましては高いところでは 200%、前年度に比べて 200%を超えたところもあつたり、現在のところもその影響なのか 2 月の実績においても前年度を上回っているところがございます。それによって、次年度の入浴者数も多少前後はあるでしょうが、同様に対前年度よりは伸びるであろうと見込んでいるところがございます。

林委員 入湯税の増額要因というのは日露首脳会談等で長門市が国内外で大きくアピールしたことが入浴客、一人当たり 150 円の入湯税に色濃く反映されているという見込みで予算を立てられたと確認しました。もう一つ気になるこの軽自動車税なんですけど、以前法律改正が行われて、長門市の税条例もそれに合わせて。このあたり、見込みで 29 年度の増額要因についてお聞かせいただきたいと思っております。

安森税務課長 軽自動車税の見込みについてご説明させていただきます。軽自動車税につきましては、対前年度の伸びを示しておりますが、グリーン化特例ということで、軽減措置の対象となる軽自動車につきましては 29 年度につきましては 28 年度よりもマイナスの 218 台分で 518 台を見込んで、税額にしますと 2,393,400 円の減と見込んでおるところでございます。13 年を超えた 14 年目以降に車検を迎える車両につきましては、重課税といいまして、税率が改正されて上がっております。こちらの方は、28 年度よりもプラス 172 台ということで、2,568 台分を見込んで 9,597,400 円ほどの増を見込んでいるところがございます。

ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、税務課所管の審査を終了します。

続いて、三隅支所、日置支所及び油谷支所所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

吉祥三隅支所長 補足説明はございません。

惣代日置支所長 補足説明はございません。

大中油谷支所長 補足説明はございません。

とくに補足説明はないようですので、これより質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、三隅支所、日置支所及び油谷支所所管の審査を終了します。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員は自席で待機願います。

— 休憩 13 : 39 —

— 再開 13 : 41 —

山根委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

続いて、会計課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

橋本会計管理者 補足説明はありません。

山根委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、会計課所管の審査を終了します。

続いて、選挙管理委員会事務局所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

宮川選挙管理事務局長 特に補足説明はありません。

山根委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ご質疑もないので、質疑を終わります。

以上で、選挙管理委員会事務局所管の審査を終了します。

続いて、監査委員事務局所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

宮川監査事務局長 特に補足説明はありません。

山根委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、監査委員事務局所管の審査を終了します。

続いて、消防本部所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

中原消防本部消防長 消防費につきましては、市長が提案説明で申し上げたほか、補足事項はございませんが、消防庁舎建設事業費の減により、予算総額が前年度に比べて7億5,000万円余りの減となっております。

山根委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 それでは予算書 261 ページの「010 消防施設等整備事業」で、新年度の予算説明書にも書いてありますけど、消防機庫、深川南分団と日置分団を建てますということで、少しちょっと聞かせてほしいのは、分団部隊によって多少の定数というのは違うでしょうけど、ここで言うと建築費用が深川南が 1,700 万円くらい。日置は建てるのに 3,067 万円という差異があるんですけど。建てるにあたってでもですよ。定数が違うから広さが違うとかいろんなことも勘案されるんですけど、なぜこれだけ建築費が違うのか。そんなに建物として機能が全く違うということはないと思うんですけど、それをまず教えてください。

杉村消防本部総務課長 消防機庫につきましては、それぞれの団員数によってほしい面積を決めております。ただ、この度日置分団第 1 部隊につきましては、機庫と、車が 2 台持っております、車庫が大きいものとなる。また、詰所も整備するというので、120 m²程度今予定しております。次に深川南分団が 41 m²とかなり小さいことになっておりますが、こちらにつきましては、車が 1 台、詰所につきましては同じ敷地内にコミュニティー施設が建設される予定となっております、そちらのほうを利用するというので、たとえば近くに集会所があるとか、そういうときにはそういう詰所機能は設けないという形にしておりますので、こういう形になっております。

重村委員 よく分かりました。機能的で私はこういう施設というのは、もちろん機能的でないといけませんが、必要以上の投資をするというのはやはり、どうなのかなという観点もありましたので、良く分かりましたのでいいです。それともう 1 点、深川南分団の第 2 部隊のところで、用地購入費 530 万円ということが上がってます。以前ずいぶん前ですけど、委員会の審査の中で、機庫の建て替えとか起こるときに、下物という案件が必ず出てくると。一番簡単なのは市の所有の財産であれば問題ないんですけど、いろんな分団があるわけですから、たとえば大浦の時だったかな。漁協の土地を貸していただいて、住民を守る立場と、ぜひ安心・安全を守ってほしいという観点から、たとえば借地料に関してもほとんど無償のような形のところを極力建てていったり、探して建てるというのが基本だということを私、質疑をして聞かせてもらったことがあるんですよ。深川南分団ですから、湯本・小河内、もうちょい向こうかな。だからね、530 万円の土地購入費というのは、どうなのかなと。ちょっと破格だなんていう感覚があるんですけど、そこらあたりお願いします。

杉村消防本部総務課長 今議員さん言われますとおり、機庫を整備するときは原則基本としては、私有地でありましたり、地元からの提供を基本としております。この深川南分団につきましては、現在湯本の中心部にございまして、こ

こで踏切にも近く、音信川の河川の氾濫のときにも出にくいということで、昔から緊急時等を考えるとどこか適地はないかということで探しておりました。やっぱり湯本のまちの中で、そういう用地はなかなか求めることができないということで、この度、はたご山用地があるということで、これは本当に特例中の特例ということでございますが、こちらのほうに用地を求めることとなりました。

重村委員 僕、はたご山はちょっとあれですけど、たとえばこういう消防団とかの機庫を建てるとかいったときにですね、私はもちろん行政側も市民の安心・安全を守るためにぜひどこかに配備したい、できれば機能的な場所というのが一番いいでしょう。しかし、私はこういうのは地元の方に広く知ってもらって、極端に言ったらですよ、用地を本当に寄付していただけるような方がいらっしやらないのか。それとも寄付が無理であれば本当に格安で、そりゃ消防団のためならいいよという方を探すとかね。私ね、530万円というのはどうなのかなって思うんですよ。消防の機庫建てるのに、すごい広い面積が必要なわけでもない。となると、私はクエスチョンマークが付く。消防長、ちょっと見解聞かせてもらっていいですか。

中原消防本部消防長 以前は、堂上福永の跡地を予定しておりましたが、湯本の開発の関係で、現在の場所に決まったわけです。

重村委員 その530万円が高いのか安いのか、消防、不測の事態のときに出勤してもらおう拠点ですから、どうなのかっていうのがありますが、僕は今までの事例を見たときに、家1軒分くらいの広さだと思うんですよ。購入するにしても50坪があってもですよ。だからそれに、今まで案件がない中で、そうやって土地の購入から投資をしてっていうんじゃなくて、もっと住民の人にもご理解をいただいて、たとえばそれが全く機能を果たさないようなところに作ったらそれは意味ないですけど、私はそれが50m、100m離れても私は支障はないと思うし、湯本の方たちに話をして、そういう場所がないかと、協力してほしいというのが私は本当に市民と一緒にやって地域を守っていくというところに繋がると思うんですけど。これはじゃあ副市長に見解求めましょうか。

磯部副市長 今回建てる場所でございますが、先ほど総務課長が少し申しましたけれども、今回地区のコミュニティー施設も一緒にできる、という形で詰所はいらないという形も考慮しながら。そして私は、今まさに議員言われますように、本来でいけばやはり地域の加盟と言いますか、できれば私有地、さらには民有地等の格安って言ったらちょっとおかしいんですけど、そういった用地があればですね、一番ベストだと思いますけど今回につきましては湯本の街並みというか、その中で先ほど消防長が当初は堂上福永の私有地でございますので、当然解体をして、あそこに建てようかという計画はございました。しかし

ながら湯本の再開発、全体開発の中でやはりそれぞれの観光まちづくりと言いますか、そういった形の中で用途が大きく。じゃあそしたらいろんなところを探しはしました。その中で、コミュニティー施設と一緒にという案を受けまして、結局 530 万円というのは正直、白木さんの跡の用地で地元もコミュニティーを作ると。従って、そこに作ることによって先ほど質問されました、詰所がない。という形で、そういったことであればここは用地としてベストだろうと。ここは当然ながら地元消防団の方々と話し合いながら、どこにしようかというのは当然あるわけですから、そういったことも踏まえて今回、そういった予算をされたというように聞いております。

重廣委員 予算書の 263 ページ「消防水利新設事業」の件ですが、今回耐震性防火水槽 2 基設置するとございます。地区もたとえば矢ヶ浦地区と書いてありますが、このまだまだ不便地域というのはたくさんあると思うんですが、この度 2 基作られますよね。その優先順位というのはどのように考えられているのか。最近火事がありましてお亡くなりになられた地域もございますよね。あそこで聞いてみますとやっぱり水利が不便で、ため池から水を取ると。ため池も基本的には農業用のため池ですから、消防自体はいつも水利を管理してその中を掃除するという権限もないでしょうし、かと言って農林課のほうが確実に掃除をしちよかんといけんということもないと思うんですよね。たまたまそういう事案がございまして、水利のことでちょっと、興味があると言ったら失礼なんですけど、まだまだあるとは思いますが、これからまた整備されていくと思うんですが、優先順位のつけ方。早く言われたもん勝ちということもないと思うんですよね。安全面も考えて。そのあたりの考え方をお聞きしたいと思います。

岩本消防本部次長 議員のお話があった、水槽の整備につきましては、平成 28 年の 4 月現在でそれぞれ職員によって水利不便地域の調査をしております。これにつきましては、水利から半径 140m の円を描きまして、そこに水利がないところから水利不便地域としておりまして、現在うちの調べる限りでは 46 ヶ所、長門市内に不便地域があります。これにつきましては、地域の中から職員等と話をして一番ここに水利が離れておったりとか、そういうところを重点的に防火水槽なり消火栓を計画的に順位を決めて整備するようにしております。

重廣委員 その際にですね、先ほど重村委員のほうからありましたけど、用地の問題等の話も出てくると思うんですよね。なるべく安く譲っていただけるものは譲っていただいて、私有地があるところであればそこを優先的に作ると。そういうことを考えながら早めに整備していただきたいと思っております。これは答弁結構です。

山根委員長 ほかにご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わり

ます。以上で、消防本部所管の審査を終了します。

本日の審査はこの程度にとどめ、続きは明7日、午前9時30分より審査を行います。本日はこれで延会します。どなたもご苦労様でした。

— 延会 13:55 —